

岡山県廃棄物処理施設専門委員設置要綱

(目的及び設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、知事が廃棄物処理施設の設置及び変更の許可をするに当たり、当該施設の設置及び変更に関する計画並びに維持管理に関する計画（次条において「許可申請に係る計画」という。）が、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされているものであるかについて意見を聴くため、岡山県廃棄物処理施設専門委員（以下「委員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、許可申請に係る計画が、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされているものであるか否かについて、意見を述べるものとする。

- 一 廃棄物の処理に関する事項
- 二 大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項

(委員)

第3条 委員は、前条に規定する職務を行うために必要な学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(意見の聴取)

第4条 委員からの意見聴取は非公開とし、意見の聴取方法等必要な事項は、知事が別に定める。

(庶務)

第5条 委員の庶務は、環境文化部循環型社会推進課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年8月24日から施行する。
- 2 この要綱に基づき委嘱された最初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

岡山県廃棄物処理施設専門委員に関する意見の聴取に係る事務取扱要領

第1 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、知事が廃棄物処理施設の設置及び変更の許可をするに当たり、当該施設の設置及び変更に関する計画並びに維持管理に関する計画（以下「許可申請に係る計画」という。）が、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされているものであるかについて、専門的知識を有する者の意見を聴くため、岡山県廃棄物処理施設専門委員設置要綱に基づき、岡山県廃棄物処理施設専門委員（以下「委員」という。）を設置しているが、同要綱第4条の規定による意見聴取方法等を定めるものである。

第2 説明機会の付与

委員からの意見聴取に当たっては、手続概要及び許可申請に係る計画内容（以下「計画内容」という。）を事前に説明するものとし、この際、申請者から委員への計画内容の説明の機会を付与するものとする。

所管県民局環境課は、許可申請書提出の際に、計画内容の説明意思について申請者から書面で提出を求めるものとし、申請者が説明を行う意思を示した場合は、以下の第3に従って対応するものとする。

なお、申請者が計画内容の説明を行わないこととした場合は、所管県民局環境課が行うものとする。

第3 意見の聴取方法

委員からの意見聴取は、以下の1から4までの順に行うものとする。

1 申請内容の説明資料の提出

所管県民局環境課は、許可申請書提出の際に、計画内容の説明資料を30日以内に提出するよう申請者に求め、これが整い次第、許可申請書等関係資料とともに委員に送付するものとする。

2 意見の集約

所管県民局環境課は、関係市町村及び利害関係者からの意見を集約し、下記3の際に委員に対して説明するものとする。

3 手続概要及び計画内容の事前説明

手続概要（関係市町村及び利害関係者からの意見を含む。）の説明は、所管県民局環境課が会議又は個別方式により行うものとし、会議方式で行う場合は、委員の参集等に係る事務手続は循環型社会推進課が行うものとする。

説明内容	説明者	説明方法
手続概要	所管県民局環境課	原則として対面説明
計画内容	申請者（申請者が上記第2で説明を行わないこととした場合は、所管県民局環境課 ^{※1} ）	【会議方式の場合】 原則としてオンライン説明 ^{※2} （委員の了承が得られた場合は対面説明も可とする。） 【個別方式の場合】 資料送付及び動画 ^{※3} により説明

※1 所管県民局環境課が行う場合は、原則として対面説明とする。

※2 申請者のオンライン説明用の会場は、循環型社会推進課が手配する。

※3 オンライン会議ツールを用いて録画したもので説明する。この場合、質疑応答は、所管県民局環境課を通じて書面で実施する。

※4 会議を欠席した委員に計画内容を説明する場合は、オンライン説明を録画したもので代用する。

4 委員による質疑応答

委員は、計画内容等に対する質問がある場合は、上記3において、質疑応答を行うこととする。所管県民局環境課は、質疑応答の概要をとりまとめ、後日、全委員に書面で提供するものとする。

なお、説明終了後に追加質問がある場合は、別途対応するものとする。

5 委員からの意見聴取

所管県民局環境課は、上記1から4を経た上で、各委員から意見聴取するものとし、委員からの意見は、期日を定めて書面又は電子データで提出を求めるものとする。

第4 計画内容の説明資料の作成

計画内容の説明資料は、別紙に示す項目を記載するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

<説明資料記載項目>

1 事業の内容

- (1) 申請者の名称及び住所
- (2) 申請の種類
- (3) 施設の設置場所
- (4) 施設の種類
- (5) 処理する産業廃棄物の種類
- (6) 施設の処理能力
- (7) 事業計画

2 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

- (1) 位置図
- (2) 処理方式
- (3) 構造及び設備
- (4) 処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
- (5) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
※（4）及び（5）について、最終処分場の場合は、排ガスを除く。
- (6) その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項

3 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

- (1) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
- (2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
※（1）及び（2）について、最終処分場の場合は、排ガスの性状を除く。
- (3) その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
- (4) 災害防止のための計画（最終処分場に限る。）
 - ①産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
 - ②公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
 - ③火災の発生の防止に関する事項
 - ④その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項

4 埋立処分計画

- (1) 埋立予定年数
- (2) 埋立計画
※焼却施設の場合は、焼却灰等の処分方法とする。（廃石綿又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設の場合は、熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法、廃水銀等の硫化施設の場合は、水銀灯の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法を記載する。）

5 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

6 生活環境影響調査の結果概要

- (1) 調査項目
- (2) 調査項目の選定理由
- (3) 調査、予測及び評価

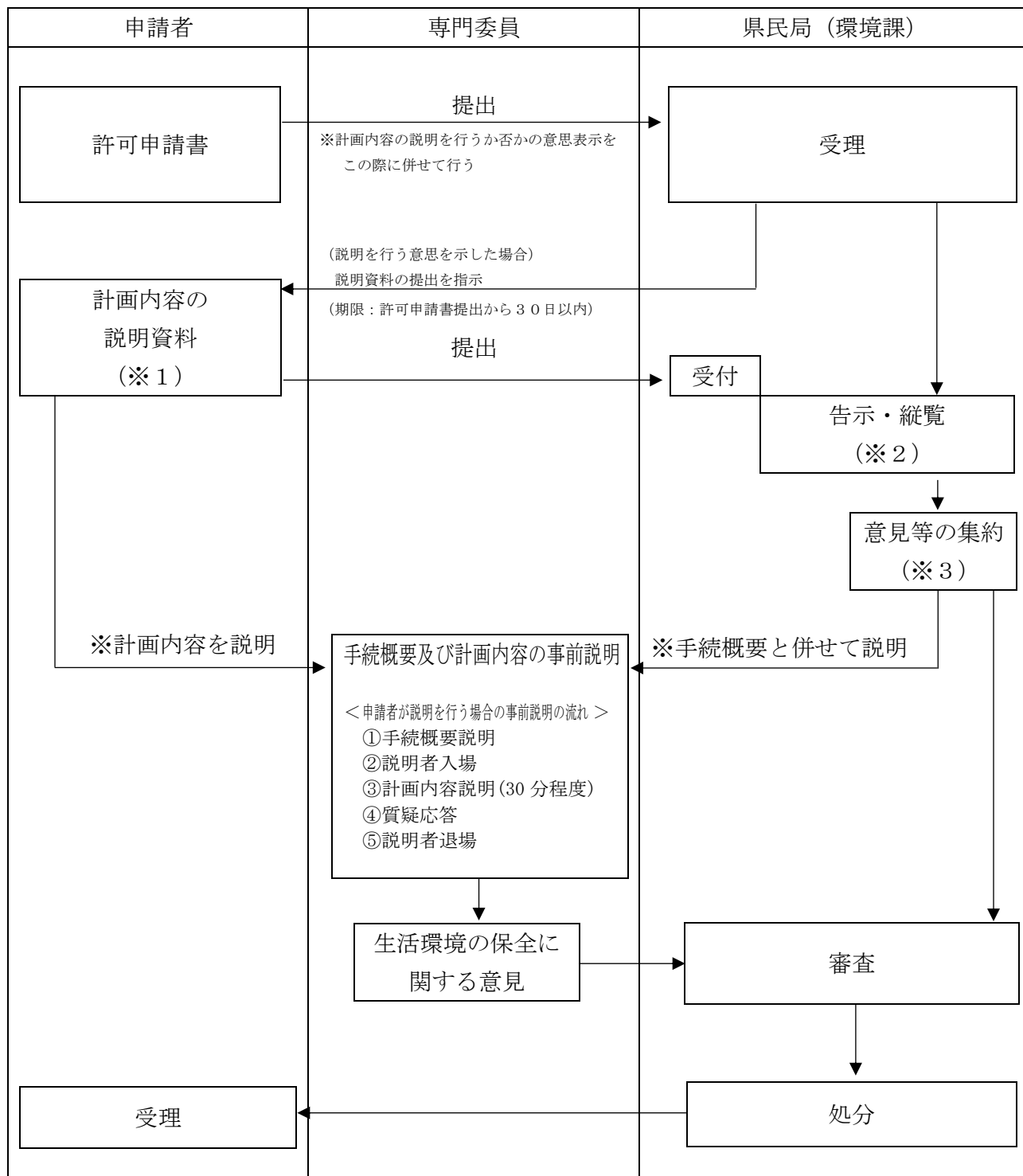
【説明資料作成に当たっての留意事項】

- ・ 許可申請書（添付資料を含む）に記載した内容を抜粋し、説明資料を作成すること。（図表等を引用する場合は、許可申請書中の掲載箇所を明記すること。）
- ・ 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画について、環境省令で定める技術上の基準に照らし合わせ、簡潔に説明すること。
- ・ 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画について、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設（病院、保育所、幼稚園、学校等）への配慮の状況を簡潔に説明すること。
- ・ 変更許可申請の場合は、変更前及び変更後の内容を対照し、説明すること。

<環境省令>

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）第12条及び第12条の2
- ・ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）

廃棄物処理施設設置（変更）許可申請に係る審査手続について



※1 「事業計画及び生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類の概要を取りまとめた説明用資料」)

※2 告示の日から1月間縦覧に供する。(縦覧場所：県民局関係課、関係市町村)

※3 関係市町村、利害関係者から意見聴取
(意見提出期限)

市町村：期限を定めて意見聴取

利害関係者：縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日まで